

2023年 8 月 29 日

関係者各位

日本化粧品工業会

本年 10 月 1 日からの手数料の改定及び消費税の取り扱いについて

平素より大変お世話になっております。

さて、本年 10 月 1 日からの手数料の改定及び消費税の取り扱いについては以下のとおりとさせていただきますので、ご連絡申し上げます。

皆さまには、何とぞご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

1. 手数料の改定について

本年 10 月 1 日申請分から、輸出証明書発給手数料及び化粧品の全成分表示のための名称作成手数料(どちらも非会員に係る手数料)を別表のとおり改定いたします。

2. 消費税の取り扱いについて

本年 10 月 1 日以降、以下の手数料等に係る消費税をご負担いただくこととなります。なお、正会員、原料部会員及び賛助会員の会費は不課税となり、消費税のご負担はありません。

【課税対象となる手数料等】

1. 輸出証明書発給手数料*(10 月 2 日発給分より。詳細は別表を御参照ください。)
2. 化粧品の全成分表示のための名称作成手数料*(2023 年 10 月 1 日申請分より)
3. 有償で提供する刊行物の頒布代金(2023 年 10 月 2 日請求分より)
請求時に必要事項を記載した適格請求書(インボイス)を発行いたしますので、ご購入者は「金融機関の払込受領書又は払込画面」をこの請求書と併せて保管してください。
4. セミナー参加費(個別対応となります。各セミナーのご案内をご覧ください。)

【手数料等に係る適格請求書(インボイス)の発行】

1. 本年 10 月から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されることに伴い、必要事項を記載した「手数料明細書」を発行する予定にしております。
2. 当会が「手数料明細書」を発行する日付は、「役務の提供を完了した日」で判断することとし、手数料が支払われた日ではなく、当該手数料にかかる輸出証明書発給や化粧品の全成分表示のための名称の作成が完了した日(輸出証明の発給日又は表示名称の決定通知日)をもって発行させていただきます。

3. 手数料明細書の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は、原則、「証明書の発給を受ける者の氏名又は名称」、「化粧品成分表示のための表示名称のご連絡を受けるものの氏名又は名称」を記載します。それらと異なる氏名又は名称あての手数料明細書が必要な場合は、申請時にご連絡ください。
4. 手数料明細書は紙媒体で発行し、当該手数料にかかる「輸出証明書」、「化粧品成分表示のための表示名称のご連絡」等とともに発送いたします。
5. 当会の適格請求書発行事業者登録番号は以下のとおりです。
T1700150005132

別表

(輸出証明書発給手数料及び全成分の表示のための名称作成手数料並びのこれらに係る消費税)

1 輸出証明書発給手数料

【9月26日以前に申請し、9月29日以前に発給した場合】

書類の差し替え、到着の遅れ等で10月2日以降の発給となった場合は、消費税分をご負担いただきます。その点を考慮いただき、余裕をもって申請してください。

証明書1部につき

	日本化粧品工業会発給分	厚生労働省発給分
会員	1,000円	2,000円
非会員	2,000円	3,000円

【9月27日～9月30日に申請し、10月2日以降に発給した場合】

9月27日(水)から同年9月30日(土)までの申請分については、輸出証明書の発給を10月2日(月)まで停止いたします。発給停止期間中も申請自体は可能ですが、9月27日(水)以降に申請する場合は、10月2日(月)以降の発給となります。

申請日は郵便物の消印等の投函(発送)日で判断させていただきます。申請日と乖離がある場合、10月1日以降の手数料をご負担いただきます。

証明書1部につき

	日本化粧品工業会発給分	厚生労働省発給分
会員	1,100円(発給手数料1,000円 +消費税100円)	2,200円(発給手数料2,000円 +消費税200円)
非会員	2,200円(発給手数料2,000円 +消費税200円)	3,300円(発給手数料3,000円 +消費税300円)

【10月1日以降に申請する場合】

証明書1部につき

	日本化粧品工業会発給分	厚生労働省発給分
会員	1,100円(発給手数料1,000円 +消費税100円)	2,200円(発給手数料2,000円 +消費税200円)
非会員	4,400円(発給手数料4,000円 +消費税400円)	6,600円(発給手数料6,000円 +消費税600円)

2 化粧品的全成分表示のための名称作成手数料

申込書1通につき

会員 (正会員・原料部会員)	変更無:無料	
非会員	改定後	4,400円(作成手数料4,000円+消費税400円)
	改定前	1,000円

*申請者は、会員、非会員を問わず、製造販売業者、製造業者、原料製造・輸入者に限る。